公共インフラ整備の取組の基本的な考え方

考え方

【運用】

安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊・海上保安庁が、**平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設ける。**これらを、**「特定利用空港・港湾」**とする。

【整備】

「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図る。また、**平素から円滑な自衛隊の人員・物資輸送等に資するよう、「特定利用空港・港湾」と自衛隊の駐屯地等とのアクセスの向上に向け、道路ネットワークの整備**を図る。

【整備の概要】

○　空港の滑走路延長・エプロン（駐機場）整備や港湾の岸壁・航路の整備、道路ネットワークの整備などを行う。

【既存事業の促進】

○　既存の整備計画を活用し、整備の促進や追加工事の実施を行う。

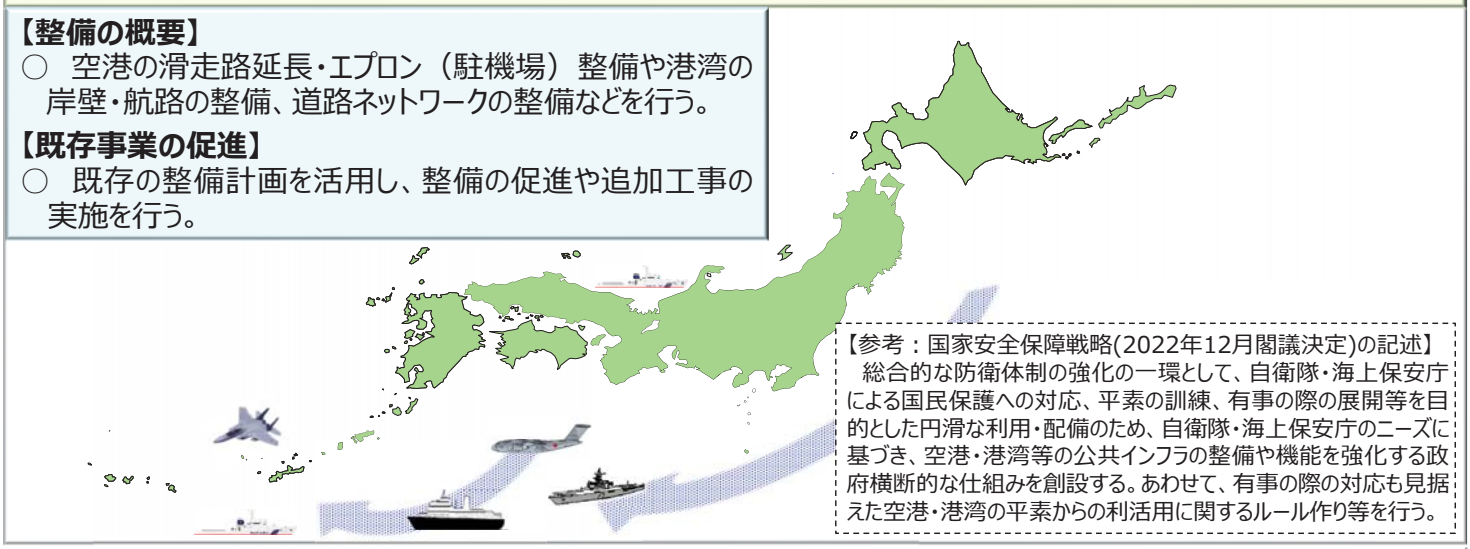

【参考：国家安全保障戦略(2022年12月閣議決定)の記述】
総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する。あわせて、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う。

空港・港湾における「円滑な利用に関する確認事項」の概要

○　インフラ管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による施設の円滑な利用について、関係法令等を踏まえ、適切に対応する。

○　自衛隊・海上保安庁とインフラ管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は航空機の飛行や船舶の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）であって、当該施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。

○　上記の着実な実施に向けて、関係者間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。

特定利用空港・港湾（令和７年８月２９日時点）

○　以下の**１４空港及び２６港湾について、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、「特定利用空港・港湾」**とした。

特定利用空港・港湾

令和６年４月　１日：５空港・１１港湾
令和６年８月２６日：３空港・　９港湾　追加
令和７年４月　１日：３空港・　５港湾　追加
令和７年８月２９日：３空港・　１港湾　追加

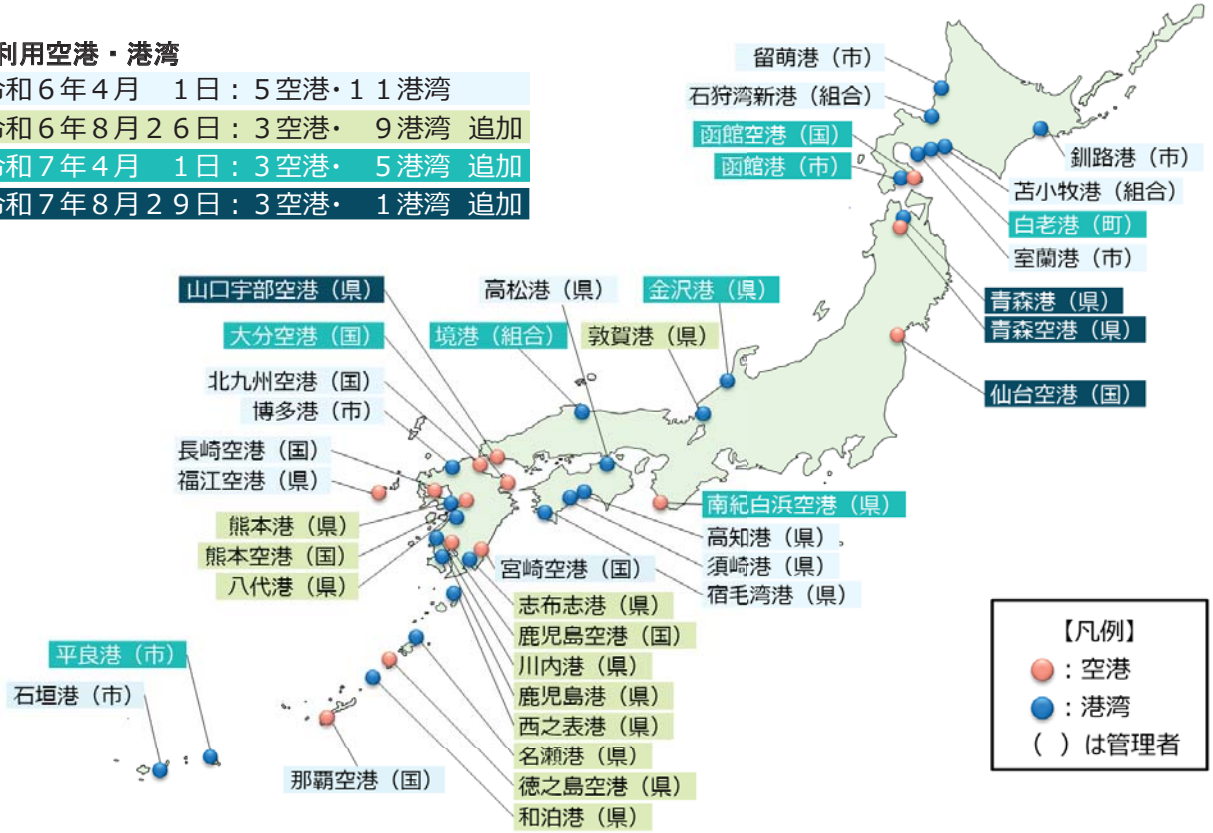

道路ネットワークの整備

○　令和７年度においては、沖縄県と北海道に所在する「特定利用空港・港湾」(注) とのアクセス向上に向けた道路ネットワークの整備に取り組む。

（注）　**沖縄県：**那覇空港
北海道：室蘭港、苫小牧港、釧路港、留萌港、石狩湾新港

令和７年度における道路ネットワークの整備に係る事業名（箇所）

整備事業名（箇所）
那覇北道路【沖縄県】
小禄道路【沖縄県】
豊見城東道路【沖縄県】
北海道縦貫自動車道（士別剣淵～名寄）【北海道】
北海道横断自動車道（足寄～北見）【北海道】
端野高野道路【北海道】
厚賀静内道路【北海道】
静内三石道路（静内～東静内）【北海道】
生田原道路【北海道】
長沼南幌道路【北海道】
遠軽上湧別道路【北海道】